

# 石岡市(茨城県)

(2005年12月14日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 <sup>(1)</sup> ：83,119人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 19.4%)	面積 <sup>(3)</sup> ：213.38k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：43人(法定上限30人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：679人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：26,874,000千円		
うち、地方税9,292,346千円、地方交付税5,405,000千円		
合併特例債発行予定額12,973百万円/同限度額20,190百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業10.7%、第二次産業33.8%、第三次産業55.6%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。(5)：暫定予算書。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧石岡市	52,568人	17.3%	59.60k m <sup>2</sup>	24人	317人	0.72	84.8%
旧八郷町	30,551人	22.9%	153.78k m <sup>2</sup>	20人	274人	0.39	80.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、⑤財政状況、⑥行政改革>
地方分権化社会に対応し、高度・多様化する住民ニーズに継続して応えるには、行財政基盤の強化が必要であるため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、⑧事務事業の調整、⑨その他：新市建設計画の策定>
<最も重視したことの具体的な内容>
互譲の精神のもと、慎重且つ円滑な協議を心掛けるとともに、合併には住民理解が不可欠であるため、住民意向の把握、合併情報の提供に努めた。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動>
両首長、両議会議長が住民の意向を踏まえつつ、議会・執行部を交えた慎重な協議を重ね、合併を推進してきた。

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土浦・石岡広域市町村圏協議会（市町村合併懇話会）</li> <li>・ 美野里町・玉里村・八郷町・石岡市合併協議会</li> </ul>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2004年11月29日、石岡市長が市議会において、合併特例法期限内の合併を目指し、八郷町との1市1町による合併を表明する。	
(5) 任意の合併協議会（設置しなかった）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2005年1月7日～2005年9月30日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・無
構成メンバー	首長、議員各5名、住民各5名、都道府県職員（県南総合事務所長、市町村課長）計24名
運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慎重且つ十分な協議を行い、全会一致による決定を目指した。</li> <li>・ 住民理解を得るため、協議会を公開するとともに、広報誌・ホームページ等を媒体とした情報提供に努めた。</li> </ul>
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
円滑な協議運営を目指し、委員相互の共通理解を得るため、自ら意見交換を重ねた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式)            (②期日)            (③名称)            (④位置)            (⑤財産)
協議開始：	05年1月    05年1月    05年1月    05年1月    05年1月
合意：	05年1月    05年1月    05年1月    05年1月    05年1月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
該当なし。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設合併を前提に合併を住民に説明し、理解を得て合併を目指してきた経緯がある。</li> <li>・ 両市町とも互譲の考えを持って、合併を目指してきた経緯がある。</li> </ul>	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	
2005年10月1日合併	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民サービスへの影響を考慮。</li> <li>・ 電算システムの統合期間の確保。</li> <li>・ 両市町の決算及び新市の予算編成を考慮。</li> <li>・ 国・県等による財政支援の適用を受けるため、合併特例法期限内の合併を前提とした合併スケジュールへの考慮。</li> </ul>	

<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;</p> <p>決定手続：合併協議会で協議・決定した。</p> <p>選定理由：歴史・文化等を考慮し、住民の一体感を醸成しやすく対外的に親しまれ覚えやすい名称として、「石岡市」となった。</p>		公募 有 ・ 無		
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;</p> <p>住民の利便性、関連官公庁の隣接状況から決定した。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした。</p>		既存施設 ・ 新規建設		
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;</p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>				
<p>(8) 新市建設計画</p>				
<p>計画の期間： 11 ヶ年</p> <p>理由 合併特例法第 11 条の 2 に規定する財政支援措置の期間に準じて設定した。</p>				
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;</p> <p>旧両市町の総合計画にある重点事業や、従前の合併協議会で実施した、住民ワークショップの意見等を十分に勘案しながら、住民ニーズを的確に反映し、財政基盤の強化となる事業を新市建設計画に盛り込んだ。</p>				
<p>&lt;関係市町村間での調整が難航した項目&gt;</p> <p>合併特例債候補事業の選定。</p>				
<p>&lt;新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫&gt;</p> <p>限りある財源の効率的活用を念頭に置き、施策・事業の優先度を勘案しながら、実効性のある新市建設計画の策定に努めた。</p>				
<p>&lt;新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容&gt;</p> <p>旧両市町の基本構想、総合計画に位置づけられた事業を基礎に、新市建設計画を策定した。</p>				
<p>単位：百万円 ( )は%</p>	<p>合併前 (2003 年度) <sup>(1)</sup></p>	<p>財政計画</p>		
		<p>2005 年度</p>	<p>2010 年度</p>	<p>2015 年度</p>
<p>歳入合計</p>	<p>26,659</p>	<p>24,918</p>	<p>25,580</p>	<p>23,924</p>
<p>  地方税</p>	<p>9,407(35.3)</p>	<p>9,395(37.7)</p>	<p>9,912(38.7)</p>	<p>10,055(42.0)</p>
<p>  地方交付税</p>	<p>6,212(23.3)</p>	<p>6,247(25.1)</p>	<p>6,905(27.0)</p>	<p>6,199(25.9)</p>
<p>歳出合計</p>	<p>25,252</p>	<p>24,918</p>	<p>25,580</p>	<p>23,924</p>
<p>  人件費</p>	<p>5,879(23.3)</p>	<p>6,066(24.3)</p>	<p>5,660(22.1)</p>	<p>5,377(22.5)</p>
<p>    (参考:一般職員数)</p>	<p>(591 人)</p>	<p>(662 人)</p>	<p>(639 人)</p>	<p>(619 人)</p>
<p>  公債費</p>	<p>3,134(12.4)</p>	<p>3,164(12.7)</p>	<p>3,641(14.2)</p>	<p>3,153(13.2)</p>
<p>  普通建設事業費</p>	<p>3,271(13.0)</p>	<p>1,666(6.7)</p>	<p>3,663(14.3)</p>	<p>2,443(10.2)</p>
<p>(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等</p>				
<p>合併以前の都市計画区域、区域区分及び用途地域については、新たな設定・変更等を行っていない。但し、新市の一体的なまちづくりを進めるために、今後協議・調整を行う。</p>				

(1)2003 年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等の配布（全9号。配布方法：両市町の広報誌の活用等）</li> <li>・住民説明会の開催（延べ11回開催、延べ904人参加）</li> <li>・HPの開設（2005年1月開設、適宜更新、アクセス数不明）</li> <li>・その他（具体的に：議会広報誌）</li> </ul> <p>【旧石岡市 年4回発行，18,000部（回）】 【旧八郷町 年2～3回発行，8,000部（回）】</p>	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>(名称)：市町村合併に関する住民アンケート</p> <p>(時期)：旧石岡市 2005年12月16日～同年12月22日 旧八郷町 2005年9月3日～同年9月17日</p> <p>(対象者)：旧石岡市 20歳以上の市民（21,341名） 旧八郷町 町民の中から、世代・性別等を考慮した6,000名を無作為抽出</p> <p>(方法)：投票方式・<input checked="" type="checkbox"/>アンケート方式 <input type="checkbox"/>郵送 <input type="checkbox"/>訪問</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援：茨城県市町村合併特例交付金（5億円） 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業（未定）・・・4路線</p> <p>人的支援：合併協議会委員として参画（2名）</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	4,080千円
委託内容	会議録作成，新市建設計画策定（財政計画等一部），新市例規策定，合併協定調印式

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間1年7ヶ月))・無
その理由	新市の行政運営において、旧市町の住民意見を適切に反映するため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006年7月19日まで特例措置を適用)・無
その理由	新市の行政運営において、旧市町の住民意見を適切に反映するため、在任特例（合併特例法 第8条第1項第1号）を適用。
(3) 三役	
旧石岡市	市長は新市の市長、助役、収入役は退職。
旧八郷町	町長は新市の助役、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<新規採用の抑制>2004年度、2005年度において新規採用を行わなかった
給与の調整	<給料表の統一>行二表については異なっていたので、国に準じて統一した。 <給与の再調整・再計算>新市で基準を設定し、再計算を行い調整した。
役職の調整	従前の旧石岡市の部制を導入するに伴い、部長、次長、課長、課長補佐には、両市町の従前の役職者をそれぞれの適材適所に配置し、旧八郷町の課長職は、新市の部長、次長、参事職及び課長職とした。 その他の職員は、従前の両市町の係長、主査、主幹、主事をそのまま配置した。

(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。合併時に行政組織の効率化を図るとともに、総合支所においては、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮して整備した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧八郷町	旧八郷町の出張所(2ヶ所)は、引き続き出張所として設置。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	人口規模に大きな格差の無い新設合併であり、むしろ設置することで、新市の速やかな一体感の醸成を阻害する懸念を抱いたため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
個人市民税 (均等割)	旧石岡市 3,000円 旧八郷町 3,000円	従前のおり。
法人市民税 (均等割)	旧石岡市 制限税率 14.7/100 旧八郷町 標準税率 12.3/100	制限税率 14.7/100 に統一。 但し、2005年度及び2006年度は、従前の税率とする。
都市計画税	旧石岡市 0.3% 旧八郷町 課税なし	0.3%に統一。
納税奨励金	旧石岡市 平成15年度で廃止 旧八郷町 納税額の1.4/100	廃止。
(9) 上下水道使用料(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	従前のおり新市に引き継ぐ。	
下水道料金	当面従前のおりとし、新市において算定方法等の統一を含め調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	該当なし。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針:2005年度は従前のおりとし、2006年度以降は療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、税率を統一する。)		
賦課徴収方法	両市町とも保険税4方式	従前のおり
所得割	旧石岡市 7.5% 旧八郷町 8.0%	2005年度は従前のおりとし、2006年度以降は療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、税率を統一する。
資産割	旧石岡市 34.0% 旧八郷町 40.0%	同上
均等割	旧石岡市 18,000円 旧八郷町 18,000円	同上
平等割	旧石岡市 20,400円 旧八郷町 20,000円	同上

(12) 介護保険事業（調整方針：2005年度は従前のおおりとし、2006年度以降については、新市において調整する。）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧石岡市 2,900円 旧八郷町 2,400円	2005年度は従前のおおりとし、2006年度以降については、新市において調整する。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	電算分科会において調整。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由		

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：13,340百万円/ 11年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定（2005～2006年度）
総合計画	今後策定に取り掛かる予定（2005～2006年度）
(3) 合併による効果	
<⑤行財政の効率化> 行政組織の効率化、行財政運営の適正化が可能となる。	
<③重点的な投資による基盤整備の推進> 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業（県事業、4路線）の活用等によって、広域道路網の整備が期待できる。	
<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 旧市町の特色ある地域資源を総合的に利活用することで、広域的まちづくりが可能となった。	
(4) 合併による問題点と解決策	
<①役場が遠くなり不便になる> 旧町庁舎を総合支所とし、従前の行政機能を可能な限り存続させることで、住民サービスの低下を招かぬよう配慮した。	
<②中心部と周辺部の格差が増大する> 地域住民の意見を新市施策に反映できるよう、合併協議会において議員や農業委員の在任特例を採択いただいた。	
<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 地域特色である「自然環境」・「歴史」・「文化」の融合を念頭に掲げ、新市建設計画を策定した。	
(5) 残された課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市建設計画の進捗、及び新市総合計画の策定</li> <li>・ 合併協議会において、「新市において調整する」などとした各種事務事業</li> </ul>	